

市立函館病院における診療情報の提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館病院（以下「病院」という。）における診療情報の提供に関する取扱いに関し、別に法令に定めるもののほか基本的事項を定め、医師および医療従事者と患者の信頼関係の強化および情報の共有化による医療の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師および歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師をいう。
- (2) 診療情報 診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について医師またはその指示に従う医療従事者が知り得た情報をいう。
- (3) 診療録 医師法第24条第1項に規定する診療録および歯科医師法第23条第1項に規定する診療録をいう。
- (4) 診療記録等 診療録、看護記録、処方せん、検査記録、検査結果報告書、手術記録、助産録、エックス線写真等患者の診療を目的として作成し、または 取得した記録等をいう。
- (5) 診療記録等の開示 診療記録等の閲覧または写しの交付をいう。

(医師の責務)

第3条 医師は、日常の診療において次条に規定する者に対し、インフォームドコンセントの理念に基づき、診療情報について説明を行うものとする。

2 医師は、次条に規定する者から、診療記録等の閲覧または写しの交付を求められたときは、第5条第3項の規定に該当する場合を除き、これに応ずるものとする。

(提供の対象者)

第4条 診療情報の提供を受けることができる者は、診療中の患者本人、患者本人死亡の時は、患者の法定相続人とする。ただし、当該患者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める者とする。

- (1) 15歳未満の者 法定代理人
- (2) 成年被後見人 法定代理人
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第20条に規定する保護者

- (4) 自己の診療について合理的判断ができない者であると当該者の診療を担当する医師および病院長が指示する医師が認める者（前3号に掲げる者を除く。）当該者を現に世話し、かつ、当該者の診療について本人に代わって判断、同意をなす親族

（開示の申出等）

第5条 前条に規定する者（死亡した遺族にあつては法定相続人にかぎる。）は、病院長に対し診療記録等の開示を申し出ることができる。

- 2 前項の申出は、別記第1号様式の申出書に前条の規定に該当する者であることを証明する書類を提示して行うものとする。
- 3 病院長は、開示の申出があつた診療記録等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その該当する部分について開示しないことができる。
 - (1) 開示することにより、患者本人の治療上支障があると判断されるとき。
 - (2) 第三者から得た診療記録等であつて、当該第三者の了解を得られないとき。
 - (3) 遺族への開示にあつては、患者が生前に非開示の意志を示したとき。
 - (4) 前3項のほか、診療情報等の開示を不相当とする相当の事由が存するとき。

（申出に対する決定）

第6条 病院長は、前条第2項の申出書の提出があつた場合においては、当該申出のあつた日の翌日から起算して14日以内に開示の可否について決定し、開示（前条第3項の規定により一部開示する場合を含む。）をする場合にあつては別記第2号様式の通知書により、開示をしない場合にあつては別記第3号様式の通知書により申出者に通知しなければならない。

- 2 病院長は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定ができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、病院長は、申出者に延長の理由および決定することができる時期を別記第4号様式の通知書により通知しなければならない。

（開示の実施）

第7条 病院長は、前条第1項の規定により開示することと決定したときは、速やかに申出者に対し、当該決定に係る診療記録等の開示をしなければならない。

- 2 前項の開示は、病院長が指定する場所において、関係職員の立ち会いのもとに行うものとする。この場合において、申出者は、当該開示に係る患者の担当医師の説明を求めることができる。
- 3 病院長は、診療記録等の開示をすることにより当該診療記録等を汚損し、または破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該診療記録等を複

写したものにより診療記録等の開示をすることができる。

(開示に係る費用)

第8条 この要綱に基づく診療記録等の閲覧および視聴に係る手数料は無料とする。ただし、診療記録等の写しを交付する場合における当該写しの作成および送付に要する費用は、申出者の負担とする。

(運営企画会議への検討指示)

第9条 病院長は、診療記録等の開示申出に係る開示の可否、診療情報の提供に係る具体的な方策等について、運営企画会議に検討を指示することができる。

(任意的開示)

第10条 病院長は、第4条に規定する者から、当該患者に係るこの要綱の施行前の診療記録等について診療記録等の開示の申出があった場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第5条から第8条までの規定は、前項の規定により診療記録等の開示をする場合に準用する。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

2 この要綱は、平成12年1月1日以降に行われた診療に係る診療記録等について適用する。

附則(平成14年11月1日一部改定)

この改定要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附則(平成22年6月1日一部改定)

この改定要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附則(平成22年10月1日一部改定)

この改定要綱は、平成22年10月1日から施行する。